

法務局職員の増員に関する意見書

法務局では、地図整備事業の推進に伴う地図の作成のほか、土地や建物についてのトラブル及び相続問題、個人での登記申請事件等登記に関する相談業務が急増している。また、「会社法」の施行や土地の筆界特定制度の創設に伴い事務量が増加し、業務の内容も複雑化、高度化している。しかし、多くの職場で十分な職員の確保ができていない状況にあり、国民の期待する行政サービスの維持が困難となっている。

これに対し、国会では「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」が昭和55年から27年間にわたり連続して全会派一致で採択されているが、依然として見るべき改善が図られていない状況にある。

よって、国においては、法務局の所掌に係る行政事務の適正、迅速な処理及び国民の期待する行政サービスの充実強化、並びに職員の労働条件の改善を図るため、法務局職員の増加を実現されるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

秋田市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 菅義偉様

法務大臣	長	勢	甚	遠	様
財務大臣	尾	身	幸	次	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	扇		千	景	様